議案第62号

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和８年11月24日

つくば市長　五　十　嵐　立　青

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例

つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の１項を加える。

３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第27条に次の１項を加える。

３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。

第28条に次の１項を加える。

３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第26条第３項の規定を準用する。

第29条に次の１項を加える。

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第26条第３項の規定を準用する。

附　則

この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（提案理由）

消防庁の定める火災予防条例（例）の一部改正に伴い、当該改正に準拠した内容に改めるため、この条例案を提出するものである。

議案第62号資料

つくば市火災予防条例（平成14年つくば市条例第76号）新旧対照表

改正後	改正前
第１条―第２５条　（略）	第１条―第２５条　（略）
（液体燃料を使用する器具）	（液体燃料を使用する器具）
第２６条　（略）	第２６条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　液体燃料を使用する調理に用いる器具にあっては、第１項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。	
（固体燃料を使用する器具）	（固体燃料を使用する器具）
第２７条　（略）	第２７条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、前条第３項の規定を準用する。	
（気体燃料を使用する器具）	（気体燃料を使用する器具）
第２８条　（略）	第２８条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第26条第３項の規定を準用する。	
（電気を熱源とする器具）	（電気を熱源とする器具）
第２９条　（略）	第２９条　（略）
２　（略）	２　（略）

３　電気を熱源とする調理に用いる器具については、前２項に規定するもののほか、第26条第３項の規定を準用する。	
第３０条　（以下略）	第３０条　（以下略）

議案第 62 号

つくば市火災予防条例の一部を改正する条例についての説明資料

つくば市消防本部予防課

○　制定･改廃の経緯及び内容

消防庁の定める火災予防条例(例)の一部改正に伴い、関係規定の整備を行うため、条例の改正を行うものである。

上引き排気ダクトに起因する火災は、全国で一定数発生しているものの、消防法令上の基準が定められていないため、油脂の固着による火災リスクを防止するため、上引き排気ダクトの適切な管理に関する規定を追加する。

○　他自治体の状況等

周辺の自治体（筑西市、結城市、桜川市、石岡市、龍ケ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、利根町、河内町、美浦村、つくばみらい市、守谷市、常総市、土浦市）においては、令和９年４月１日施行に向け調整をしている。

○　上位計画又は関連計画等

特になし。

○　根拠法令及び関係法令等

特になし。

○　条例の施行により予測される影響及び効果(算出できるものはコストを含む)

火気器具の周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等にまで適切な管理の対象範囲が拡大されることにより、火災発生の危険性を低減し、防火安全性の向上を図ることができる。一方で、対応する施設の急激な増加が考えられることから、関係者への適切な周知及び説明が求められる。